



三井住友海上火災保険(中国)有限公司

上海市浦東新区世紀大道100号上海環球金融中心34-T70
〒200120 TEL : (86-21) 6877-7800 FAX : (86-21) 6877-6066

身分識別のための書類提示に関するお客さまへのお願い

お客さま各位：

中国人民銀行が公布した「金融機構大口取引と疑わしい取引報告管理弁法」及び人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、中国保険監督管理委員会が聯名で公布した「金融機構による顧客身分識別と顧客身分資料及び取引データ記録保存管理弁法」の施行により、2007年8月1日から、損害保険・傷害保険等のご契約・解約、保険金のお支払にあたっては、一定な条件※に満たされた場合、お客さまの身分、複数の保険当事者間の関係等の確認をさせていただくこととなりました。お手続きの際に「お客さま身分情報登録表」にご記入の上、身分証、工商登記証等の公的機関の発行した証明書類と一緒にご提示いただきます（その際に証書番号などを控えさせていただきます）ので、ご協力をお願いいたします。

ご提示していただく書類等：

- 1、記入済「お客さま身分情報登録表」
- 2、お客さまの身分証明書類コピー件

① 個人のお客さまの場合

以下の書類のいずれかひとつ

- ①身分証
- ②パスポート
- ③外国人就業証

② 機構（法人等）のお客さまの場合

以下の書類のいずれかひとつ

- ① 工商登記証（副本）
- ② その他の合法的に経営・社会活動を展開することを証明できる許可書、証明書

※一定な条件というのは、下記3 種類の場合に分かれています：

<p>保険契約を締結する際</p>	<p>保険料 1 万元或いは 1000 ドルに相当し且つ現金形式で支払った損害保険契約、単一の被保険者の場合、保険料 2 万元或いは 2000 ドルに相当し且つ現金形式で支払った生命保険契約、保険料 20 万元以上或いは 2 万ドルに相当し且つ振替形式で支払った保険契約に対し、保険会社は保険契約を締結する時、付保者と被保険者の関係を確認し、付保者と生命保険被保険者、法定継承者以外の指定された受益者の有効な身分証書或いはその他身分証明書類を審査し、付保者、被保険者、法定継承者以外の指定された受益者の基本な身分情報を登記し、有効な身分証書或いはその他身分証明書類のコピー件を保存しなければならない。</p>	<p>「金融機構顧客身分識別と顧客身分資料及び取引記録保存管理方法」第十二条</p>
<p>保険契約を解約する際</p>	<p>1万元或いは外貨1千米ドル相当以上の解約保険料返戻に対し、保険会社は解約申請者に保険契約の原本を提出することを要請し、有効的な身分証明書或いはその他の身分証明書類を照合し、申請者の身分を確認しなければならない。</p>	<p>「金融機構顧客身分識別と顧客身分資料及び取引記録保存管理方法」第十三条</p>
<p>保険金を申請する場合</p>	<p>被保険者、或いは、受益者のクレーム申請を処理する際に、保険金が1万元或いは外貨等値1千米ドル以上に達する場合、被保険者、或いは、受益者の有効的な身分証明書或いはその他の身分証明書類を照合し、被保険者、受益者と付保者の関係を確認し、被保険者、受益者の身分基本情報を登記し、有効的な身分証明書或いはその他の身分証明書類のコピー件を保存しなければならない。</p>	<p>「金融機構顧客身分識別と顧客身分資料及び取引記録保存管理方法」第十四条</p>

<本件に関するお問い合わせ先>

三井住友海上火災保険(中国)有限公司

TEL (86-21) 6877-7800